

学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止扱いになります。なお、治癒し登校する際には、医師に下記の治癒証明書を記入してもらい、学校へ提出してください。インフルエンザの場合は「インフルエンザ罹患報告書」を、新型コロナウイルス感染症の場合は「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」（学校HPにあります）を保護者にて記入し、学校へ提出して下さい。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、ペスト	治癒するまで
	重症呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱	
	ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	
	急性灰白髄炎、ジフテリア	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
第2種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後、5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎 菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

----- ✂ 切り取り線 ✂ -----
 沖縄県立首里東高等学校長殿

治癒証明書

（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症用）

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____

病 名 _____

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の生徒は疾病が治癒したので、登校してもよいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師または医療機関名

_____ 印